

件名：領事手数料の改定

(ポイント)

●令和4年(2022)1月1日から、領事手数料が改定されます。

(本文)

日本大使館で取り扱う旅券、証明書、査証等の領事業務に関する領事手数料について、令和4年(2022)1月1日の申請分から、新しい領事手数料が適用されます。

新しい領事手数料の主なものは、以下のとおりとなります。

旅券、証明書、査証等を申請される際には、誠に恐縮ですが現金をお持ちください。

○旅券(パスポート)	ボリバル
10年旅券の発給	640
5年旅券の発給	440
(申請者が12歳未満の場合)	240

○証明書

在留証明	50
出生・婚姻・死亡等身分事項に関する証明	50
翻訳証明(日本の公文書に対する証明)	175
署名又は印章の証明 官公署に係るもの	180
同 その他のもの	70

○査証

一般入国査証(一般)	120
数次入国査証(一般)	240
通過査証(一般)	30

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしくお願いいたします(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>